

国総情交第29号平成21年5月29日

総務大臣殿

国土交通大臣

基幹統計調査の変更について(申請)

下記調査の変更について、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項に基づく承認を 受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

港湾調査

主管部課	総合政策局情報政策本部						
	情報安全・調査課交通統計室						
事務担当者	野口	洋行	電話	03	(5253)	8348	



## 申請事項記載書

1 調査の名称

港湾調査

## 2 変更の内容

変更の内谷		
変更案	変更前	変更理由
港湾調査要綱	港湾調査要綱	
4 報告を求める者	4 報告を求める者	
(1)数	(1) 数	•対象港湾の見直し等
甲種港湾160港、乙種港湾	甲種港湾172港、乙種港湾	のため
557港	<u>642</u> 港、指定港湾110港	
(3)報告義務者	(3)報告義務者	
ア 本調査における報告義務者は、	ア 本調査における報告義務者は、	
港湾の管理者又はその港湾にお	港湾の管理者又はその港湾にお	
いて次の業務を営む者とする。	いて次の業務を営む者とする。	
(ウ) <u>「海上出入貨物」</u> は、 <u>港湾運</u>	(ウ) <u>「海上出入貨物」及び「陸上</u>	・陸上出入貨物調査を
<u>送業若しくは船舶運航事業</u> を	<u>出入貨物</u> 」は <u>、港湾運送業、</u>	廃止するため
営む者(いずれも現地の出先又	船舶運航事業若しくは陸上運	
は代理機関の長を含む。)又は	<u>送事業</u> を営む者(いずれも現	
水産業協同組合の長	地の出先又は代理機関の長を	
	含む。)又は水産業協同組合	
	の長	
(オ) 「泊地及び係船岸」は、その	(オ) 「泊地及び係船岸」、「上屋及	・上屋・倉庫・貯留場
<u>管理者</u>	び倉庫」及び「貯留場」は、そ	調査を廃止するため
	れぞれの管理者	
<削除>	(カ)「鉄道連絡船」については、	<ul><li>実体がなくなったた</li></ul>
	当該事項経営機関の現地機関	め
	<u>の長</u>	
5 報告を求める事項及びその基準	5 報告を求める事項及びその基準	
となる期日又は期間	となる期日又は期間	
(1) 報告を求める事項	(1)報告を求める事項	
ア この調査は、甲種港湾に関して	ア この調査は、次に掲げる事項に	•陸上出入貨物調査等
は次に掲げる事項について、乙種	<u>ついて行う。</u>	を廃止するため
港湾に関しては(ア)から(ウ)		
までに掲げる事項について行う。		

- (ア) 入港船舶
- (イ) 船舶乗降人員
- (ウ) 海上出入貨物

<削除>

- (工) 本船荷役
- (オ) 泊地及び係船岸
  - <削除>
  - <削除>
  - <削除>
- イ 調査票の様式は、国土交通大臣 の定める別記第1号様式及び第 2号様式のとおりとする。
- (2) 基準となる期日又は期間 甲種港湾においては毎月末日、 乙種港湾においては毎年12月 末日

- 7 報告を求める期間
- (1)調査の周期

甲種港湾においては毎月末日 に月間調査を行い、乙種港湾にお いては毎年12月末日に年間調 査を行う。

- (2)調査の実施期間又は調査票の提 出期限
- イ 報告義務者は、配布された調査 票に所定の事項を記入し、甲種港

- (ア) 入港船舶
- (イ) 船舶乗降人員
- (ウ) 海上出入貨物
- (エ) 陸上出入貨物
- 本船荷役 (オ)
- (カ) 泊地及び係船岸
- (キ) 上屋及び倉庫
- (ク) 貯留場
- (ケ) 鉄道連絡船
- イ 調査票の様式は、国土交通大臣 の定める別記第1号様式から 第5号様式までの通りとする。
- (2) 基準となる期日又は期間 報告を求める事項により、期日 廃止するため を次のとおり分ける。
- ア 甲種港湾においては調査事項 のうちアからウまで及び才から ケについて毎月末日に月間調査 を行い、乙種港湾においては調査 事項のうちアからウまで及びケ について毎年12月末日に年間 調査を行う。
- イ 陸上出入貨物は、別表(2)に 掲げる地域のうちから一地域を 選定し、当該地域に所在する港湾 (以下「指定港湾」という。) について、毎年10月末日をもつ てその月間の調査を行う。
- 7 報告を求める期間
- (1)調査の周期

甲種港湾においては毎月末日 に月間調査を行い、乙種港湾にお いては毎年12月末日に年間調 査を行い、指定港湾においては毎 年10月にその月間の調査を行 う。

- (2)調査の実施期間又は調査票の提 出期限
- イ 報告義務者は、配布された調査 · 陸上出入貨物調査を 票に所定の事項を記入し、甲種港 廃止するため

- •陸上出入貨物調查等 を廃止するため
- ・陸上出入貨物調査を

・陸上出入貨物調査を 廃止するため

湾については調査月の翌月10日までに、乙種港湾については調査年の翌年1月末日までに都道府県知事に報告しなければならない。

ウ 都道府県知事は、報告義務者が 電子情報処理組織による輸出入 等関連業務の処理等に関する法 律(昭和52年法律第54号)第 3条第1項の規定により適用さ れる行政手続等における情報通 信の技術の利用に関する法律(平 成14年法律第151号)第3条 第1項の規定により税関長に申 告等を行った事項の一部(報告を 求める事項のうち(ア)、(ウ)、 (エ)及び(オ)。以下「当該事 項」という。) を調査に使用する ことに同意したときには、報告を 求める事項のうち当該事項に係 るものについて調査票への記入 を要しないものとすることがで きる。

#### 8 集計事項

(1) 集計事項

報告を求める事項について、次 のものにつき集計する<u>(結果表一</u> 覧は別紙参照)。

ア 入港船舶

船舶種類別、トン数階級別入 港船舶隻数及び総トン数

- イ 船舶乗降人員 外国航路客、内国航路客
- ウ 海上出入貨物 港別、品目別、貨物形態別の 出入貨物トン数、車種別の航 送台数及びコンテナ貨物の取

湾については調査月の翌月10日までに、乙種港湾については調査年の翌年1月末日までに、指定港湾については毎年11月15日までに都道府県知事に報告しなければならない。

ウ 都道府県知事は、報告義務者が 電子情報処理組織による輸出入 等関連業務の処理等に関する法 律(昭和五十二年法律第五十四 号) 第三条第一項の規定により適 用される行政手続等における情 報通信の技術の利用に関する法 律(平成十四年法律第百五十一 号) 第三条第一項の規定により税 関長に申告等を行った事項の一 部(報告を求める事項のうち (ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)。 以下「当該事項」という。)を調 査に使用することに同意したと きには、調査事項のうち当該事項 に係るものについて調査票への 記入を要しないものとすること ができる。

・陸上出入貨物調査を 廃止するため

#### 8 集計事項

(1) 集計事項

報告を求める事項について、次 のものにつき集計する。

ア 入港船舶 (鉄道連絡船の分も 含む。)

船舶種類別、トン数階級別入 港船舶隻数及び総トン数

イ 船舶乗降人員<u>(鉄道連絡船の</u> 分も含む。)

外国航路客、内国航路客

ウ 海上出入貨物<u>(鉄道連絡船の</u> 分も含む。)

港別、品目別、貨物形態別の 出入貨物トン数、車種別の航 ・陸上出入貨物調査等 を廃止するため 扱個数及びシャーシ貨物の台 数

<削除>

エ 泊地係船岸及び本船荷役 係留施設別入港船舶の隻数、 総トン数、係留時間、本船荷 役貨物トン数

<削除>

<削除>

- (2) 集計・提出方法
- ア 甲種港湾の場合
- (ア) 都道府県知事は、管下すべて の甲種港湾の調査票等を港湾 別に取りまとめ、審査の上、調 査期日の翌日から1か月以内 に集計事項のうちア及びウに 掲げる月次集計分を、又調査年 の翌年3月末日までに集計事 項のアからエまでに掲げる年 次集計分を国土交通大臣へ提 出する。
- イ 乙種港湾の場合
- (ア) 都道府県知事は、調査期日の 翌日から3か月以内に、管下す べての乙種港湾の調査票等を 港湾別に取りまとめ、審査の 上、集計事項のうちアからウま でに掲げる年次集計分を国土 交通大臣へ提出する。

<削除>

送台数及びコンテナ貨物の取 扱個数及びシャーシ貨物の台 数

エ 陸上出入貨物

貨物の種別、品名、数量、出 荷施設・入荷施設、輸送機関、 仕向地・仕出地、荷受人業種・ 荷送人業種、仕向場所・仕出 場所

- オ 泊地係船岸及び本船荷役 係留施設別入港船舶の隻数、 総トン数、係留時間、本船荷 役貨物トン数
- カ 上屋及び倉庫

上屋、倉庫別の総取扱トン数

キ 貯留場

貯炭場、貯木場、野積場別の 総取扱トン数

- (2)集計・提出方法
- ア 甲種港湾の場合
  - (ア) 都道府県知事は、管下全港湾 の資料を港湾別に取りまとめ、 審査の上、調査期日の翌日から 1か月以内に集計事項のうち ア及びウについて月報を、又調 査年の翌年3月末日までに集 計事項のうちアからウ及びオ からキについて年報を国土交 通大臣へ提出する。

・表現の適正化及び上 屋•倉庫•貯留場調査 の廃止のため

イ 乙種港湾の場合

(ア) 都道府県知事は、調査期日の |・表現の適正化のため 翌日から3か月以内に、管下全 港湾の資料を港湾別に取りま とめ、審査の上集計事項のうち アからウについて年報を国土 交通大臣へ提出する。

ウ 指定港湾の場合

(ア) 都道府県知事は、調査期日の | 廃止するため

・陸上出入貨物調査を

翌日から1か月以内に管下全 港湾の資料を審査整理し、調査 期間経過後2か月以内に国土 交通大臣にこれを提出する。 (イ) 国土交通大臣は、これを審査 整理して港湾別に集計をする。 9 調査結果の公表の方法及び期日 9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 甲種港湾及び乙種港湾の場合 (1) 公表の方法 ・利便性向上のため 国土交通大臣は、集計の結果を 国土交通大臣は、集計の結果を 「港湾統計」として編さんし、甲 「港湾統計」として編さんし、 種港湾については月報及び年報 甲種港湾については月報及び年 として、乙種港湾については年報 報を、乙種港湾については年報を として、インターネット等で公表 次の期日までに公表する。 月報 調査期日の翌日から2 する。 か月以内 年報 調査の年から1年以内 <削除> (2) 指定港湾の場合 ・陸上出入貨物調査を 国土交通大臣は、集計結果を 廃止するため 「港湾統計(陸上出入貨物調 査)」として編集し、調査年の翌 年6月末日までに公表する。 (2) 公表の期日 月報 調査期日の翌日から2 か月以内 年報 調査の年から1年以内 11 調査票情報の保存期間及び保 11 調査票情報の保存期間及び保 存責任者 存責任者 (2)集計用電磁的記録は、国土交通 (2)集計用電磁的記録は、国土交通 ・長期的かつ体系的な 保存等のため 大臣が永年保存する。 大臣が2年間保管する。 <削除> 附則 ・陸上出入貨物調査を <u>5の(1)ア</u>の(エ)に掲げる事項 廃止するため についての調査は、5の(2)イの規 定にかかわらず、当分の間、行わない。 別表 別表(1) ・陸上出入貨物調査を 廃止するため <削除> 別表(2)

別表

都道府県	甲種港湾	乙種港湾
北海道	稚内港 紋別港 網 走港 根室港 釧路 港 十勝港 苫小牧 港 室蘭港 函館港 小樽港 石狩湾港 留萌港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 白老港 森港 椴法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増毛港 羽幌港 天塩港 香深港 鴛泊港 沓形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 尻屋岬港 むつ小川原港 八戸 港	深浦港 七里長浜港 野辺地港 <u>大湊港</u> 川内港 大間港 子 ノ口港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜 石港 大船渡港	八木港 小本港
宮城県	石巻港 仙台塩釜港	雄勝港 <u>気仙沼港</u> 女川港 荻 浜港 松島港 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港
山形県	酒田港	加茂港 鼠ケ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港

# 別表 (1)

都道府県	甲種港湾	乙種港湾
北海道	雅内港 紋別港 網 走港 根室港 釧路 港 十勝港 苫小牧 港 室蘭港 函館港 小樽港 石狩湾港 石狩港 留萌港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 白老港 森 港 椴法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増 毛港 羽幌港 天塩港 <u>船泊港</u> 香深港 鴛泊港 <u>鬼脇港</u> 沓 形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 <u>大湊港</u> 尻 屋岬港 むつ小川原 港 八戸港	深浦港 七里長浜港 <u>小湊港</u> 野辺地港 川内港 大間港 子 ノ口港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜 石港 大船渡港	八木港
宮城県	<u>気仙沼港</u> 石巻港 仙台塩釜港	雄勝港 女川港 荻浜港 松島港 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港
山形港	酒田港	加茂港 鼠ケ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港

		翁島港 湖南港
茨城県	<u>茨城港</u> 鹿島港	川尻港 河原子港 土浦港
千葉県	館山港 木更津港 千葉港	名洗港 興津港 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島 港 新島港 式根島港 神津島 港 三池港 御蔵島港 神湊港 八重根港 青ケ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴港
新潟県	新潟港 柏崎港 直 江津港 姫川港 両 津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港和田港

		翁島港 湖南港
茨城県	日立港 常陸那珂港 大洗港 鹿島港	川尻港 河原子港 土浦港
千葉県	館山港 木更津港 千葉港	名洗港 興津港 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島港 新島港 式根島港 神津島港 三池港 御蔵島港 神湊港 八重根港 青ケ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴 港
新潟県	新潟港 柏崎港 直 江津港 姫川港 両 津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小 木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港 <u>半ノ浦港</u>
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港和田港

静岡県		熱海港 伊東港 下田港 手石港 松崎港 宇久須港 土肥港 相良港 浜名港
愛知県	三河港 衣浦港 名古屋港	伊良湖港 福江港 泉港 倉舞港 東幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 <u>富具崎港</u> 常滑港
三重県	四日市港 津松阪港 尾鷲港	千代崎港 白子港 宇治山田港 <u>鳥羽港</u> 的矢港 賢島港 浜 島港 吉津港 長島港 引本港 三木里港 賀田港 二木島港 木本港 鵜殿港
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港
大阪府	泉州港 阪南港 堺 泉北港 大阪港	<u>深日港</u> 尾崎港 <u>泉佐野港</u>
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神 戸港 明石港 東播 磨港 姫路港 赤穂 港	津居山港 竹野港 柴山港 江 井ケ島港 相生港 坂越港 古 池港 岩屋港 <u>淡路交流の翼港</u> 浦港 <u>津名港</u> 洲本港 古茂 江港 由良港 阿万港 福良港 湊港 都志港 <u>江井港</u> 郡家 港 室津港 家島港

静岡県		<ul><li>熱海港 伊東港 下田港 手石</li><li>港 松崎港 宇久須港 土肥港</li><li>沼津港 相良港 浜名港</li></ul>				
愛知県	三河港 衣浦港 名古屋港	伊良湖港 福江港 泉港 倉舞港 東幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 常滑港				
三重県	四日市港 津松阪港 <u>鳥羽港</u> 尾鷲港	千代崎港 白子港 宇治山田港 的矢港 賢島港 浜島港 五				
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港				
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港				
大阪府	深日港     泉佐野港       阪南港     堺泉北港       大阪港	尾崎港 泉州港				
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神戸港 明石港 東播磨港 姫路港 赤穂港 津名港	津居山港 竹野港 柴山港 江井ケ島港 相生港 坂越港 古池港 岩屋港 浦港 洲本港古茂江港 由良港 阿万港 福良港 湊港 都志港 郡家港室津港 家島港 網手港				

和歌山県	新宮港 日高港 利歌山下津港	字久井港 勝浦港 浦神港 古 座港 袋港 日置港 <u>文里港</u> 由良港 湯浅広港 加太港 大 島港
鳥取県	鳥取港	田後港 赤碕港 米子港
鳥取県・ 島根県	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西郷港	安来港 松江港 軽尾港 法田 港 七類港 笹子港 菅浦港 秋鹿北港 河下港 田儀港 久 手港 宅野港 温泉津港 江津 港 益田港 重栖港 宇賀港 倉の谷港 物井港 別府港 波 止港 美田港 国賀港 諏訪港 保々見港 知々井港 御波港 堤港 須賀港 日之津港 海 士港 古海港 来居港 竹名港 波入港
岡山県	東備港 岡山港 号野港 水島港	布浜港 玉津港 牛窓港 山田 港 児島港 笠岡港 鴻島港 黄島港 犬島港 石島港 豊浦

和歌山県	新宮港 <u>文里港</u> 日 高港 和歌山下津港	字久井港 勝浦港 浦神港 古 座港 袋港 日置港 由良港 湯浅広港 加太港 <u>大川港</u> 大 島港
鳥取県	鳥取港	田後港 赤碕港 米子港
鳥取県・ 島根県	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西郷港	安来港 松江港 海崎港 戈港 軽尾港 諸喰港 法田港 七類港 一 一 一 一 一 一
岡山県	東備港 岡山港 宇野港 水島港	布浜港 <u>間口港</u> 玉津港 牛窓 港 <u>鹿忍港</u> 山田港 児島港 <u>下津井港</u> 笠岡港 鴻島港 黄

		港 北木島港 大浦港 大飛島港 小飛島港 前浦港			島港 大島港 石島港 豊浦港 北木島港 <u>丸岩港</u> 大浦港 大飛島港 小飛島港 前浦港
広島県	福山港 尾道糸崎港 竹原港 呉港 広島港 大竹港 鹿川港	千年港 須波港 忠海港 安芸 津港 川尻港 吉悪港 福田港 横田港 重井港 土生港 佐 木港 瀬戸田港 生口港 鮴崎 港 木江港 大西港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 袋の内港 大迫港 釣士田港 大須港 小用港 (江田島) 大柿港 三 高港 中田港 内海港 鷲部矢 の浦港 厳島港	広島県	福山港 尾道糸崎港 竹原港 呉港 広島港 大竹港 鹿川港	千年港 須波港 忠海港 安芸 津港 川尻港 吉悪港 福田港 横田港 重井港 土生港 佐 木港 瀬戸田港 生口港 鮴崎 港 木江港 大西港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 袋の内港 大迫港 釣士田港 大須港 小用港 (江田島) 大柿港 <u>鹿</u> 田港 三高港 中田港 内海港 鷲部矢の浦港 <u>津久茂港</u> 島港
山口県	下関港 小野田港 宇部港 三田尻港 徳山下松港 平生港 柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 青江港 室津港 由宇港 角島港 柱 島港 久賀港 白木港 伊保田 港 安下庄港 小松港	山口県	下関港 小野田港 宇部港 <u>山口港</u> 三 田尻港 徳山下松港 平生港 柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 <u>厚狭港</u> 秋穂港 青江港 室津港 由 宇港 角島港 柱島港 久賀港 白木港 伊保田港 安下庄港 小松港
徳島県	徳島小松島港 <u>富岡</u> 港 橘港	折野港 <u>撫養港</u> 粟津港 <u>今切</u> <u>港</u> 中島港 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港	徳島県	<u>撫養港 今切港</u> 徳 島小松島港 橘港	折野港 粟津港 中島港 <u>富岡</u> 港 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港
香川県	詫間港 <u>多度津港</u> 丸亀港 坂出港 高 松港 風戸港	豊浜港 観音寺港 仁尾港 箱 浦港 見立港 宇多津港 木沢 港 石場港 立石港 久通港 庵治港 牟礼港 志度港 津田 港 三本松港 白鳥港 馬越港	香川県	詫間港 丸亀港 坂 出港 高松港 風戸 港	

		北浦港 大部港 坂手港 内 海港 三都港 室生北港 池田 港 土庄東港 土庄港 小豊島 港 家浦港 大島港 男木港 女木港 屏風港 直島港 宮浦 港 与島港 大浦港 新在家港 本島港 生ノ浜港 尻浜港 里浦港 小浦港 江の浦港 青 木港 手島港 高見港 志々島 港 栗島港 栗島西港 佐柳港			三本松港 白鳥港 安戸港 引田港 江島港 馬越港 北浦 港 大部港 坂手港 内海港 三都港 吉野崎港 室生北港 池田港 土庄東港 小瀬港 土 庄港 小豊島港 家浦港 大島 港 男木港 女木港 屏風港 直島港 宮浦港 与島港 大浦 港 新在家港 本島港 生ノ浜 港 尻浜港 里浦港 小浦港 江の浦港 青木港 手島港 高 見港 志々島港 粟島 西港 佐柳港
愛媛県	宇和島港 長浜港 松山港 今治港 東 予港 新居浜港 三 島川之江港	御莊港 岩松港 吉田港 玉津港 三瓶港 八幡浜港 川之石港 伊方港 三崎港 三机港 伊予港 松前港 堀江港 北条港 两間港 森上港 房削港 李川港 写礼港 化二苯	愛媛県	宇和島港 <u>八幡浜港</u> 長浜港 <u>松前港</u> 松山港 今治港 東 予港 新居浜港 三 島川之江港	港 三瓶港 川之石港 伊方港 三崎港 三机港 伊予港 堀
高知県	高知港 須崎港 宿毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈 半利港 手結港 久礼港 上ノ 加江港 佐賀港 上川口港 下	高知県	高知港 須崎港 宿毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈 半利港 手結港 久礼港 上ノ 加江港 佐賀港 上川口港 下

		田港 下ノ加江港 以布利港 清水港 あしずり港 三崎港 下川口港			田港 下ノ加江港 以布利港 清水港 あしずり港 三崎港 下川口港
福岡県	博多港 北九州港 苅田港 三池港	芦屋港 宇島港 大牟田港 若 津港 大島港	福岡県	博多港 北九州港 苅田港 三池港	芦屋港 宇島港 大牟田港 若 津港 大島港
佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀 港 仮屋港 呼子港	佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀港 仮屋港 呼子港
長崎県	島原港 長崎港 佐世保港 松浦港 厳原港 郷ノ浦港 福江港 松島港	小長井港 西郷港 多比良港 堂崎港 7 津港 1 川港 1 川港 1 川港 1 川港 1 州港 1 州港 1 州港 1 州	長崎県	長崎港 佐世保港 松浦港 厳原港 郷 ノ浦港 <u>青方港</u> 福 江港 松島港 <u>池島</u> 港	小長井港 西郷港 多比良港 島原港 河川港 ロノ津港 大瀬 川港 西郷港 大瀬 正港 大瀬 正港 大瀬 正井 大瀬 正井 大瀬 正井 大瀬 正井 大瀬 正井 大瀬 正井 大瀬 正井 大神 正井 大神 正井 大神 田勝港 日本 一川 一井 港 一川 本 一川
熊本県	水俣港 八代港 三角港 熊本港	佐敷港 田浦港 鏡港 百貫港 河内港 長洲港 鬼池港 本 渡港 大門港 牛深港 高浜港	熊本県	水俣港 八代港 三 角港 熊本港	佐敷港 田浦港 <u>日奈久港</u> 鏡港 百貫港 河内港 長洲港 <u>柳港 小泊港 江後港 江樋戸</u>

		富岡港 大浦港 合津港 姫 戸港 <u>天草港</u> 上天草港			<ul> <li>港 上津深江港 鬼池港 本渡港 大宮地港 大門港 天付港 中田港 上平港 牛深港 魚 貫港 亀浦港 一町田港 富津港 高浜港 下田港 富岡港 大浦港 知十港 合津港 阿村港 小目港 姫戸港 二間戸港 大道港 棚底港 極声港 二間戸港 大道港 棚底港 極本港 金焼港 下津浦港 上津浦港 赤崎港 樋島港 与一ケ浦港 椛ノ木港 唐木崎港</li> </ul>
大分県	中津港 別府港 大 分港 佐賀関港 津 久見港 佐伯港		大分県	中津港 別府港 大 分港 佐賀関港 津 久見港 佐伯港	高田港 臼野港 <u>堅来港</u> <u>伊美</u> 港 <u>熊毛港 富来港</u> 国東港 <u>武蔵港</u> 守江港 日出港 <u>下ノ</u> 江港 臼杵港 浦代港 丸市尾港 姫島港
宮崎県	細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 <u>延</u> <u>岡新港</u> 美々津港 内海港 外 浦港 福島港 大島港	宮崎県	延岡新港 細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 美々津港 内海港 外浦港 福島港 大島港
鹿児島県	志布志港 加治木港 鹿児島港 喜入港 川内港 <u>米之津港</u> 西之表港 名瀬港	波見港 大泊港 根占港 大根 占港 鹿屋港 垂水港 桜島港 浮津港 福山港 隼人港 指 宿港 串木野新港 黒之浜港 獅子島港 片側港 宮之浦港 (屋久島) 浦底港 里港 長 浜港 大里港 片泊港 田之脇 港 大塩屋港 広田港 門倉港 島間港 屋久津港 浜津脇港	鹿児島県	志布志港 加治木港 鹿児島港 喜入港 川内港 西之表港 名瀬港	波見港 大泊港 根占港 大根 占港 鹿屋港 垂水港 古里港 湯之持木港 野尻港 桜島港 浮津港 福山港 隼人港 瀬 崎港 指宿港 串木野新港 黒之浜港 小漉港 八郷港 米ノ津港 獅子島港 片側港 諸浦港 白瀬港 伊唐港 宮之浦港 脇崎港 加世堂港

		竹島港 硫黄島港 <u>宮之浦港</u> (長島) 安房港 中之島港 南之浜港 切石港 やすら浜港 小宝島港 宝島港 山間港 古仁屋港 篠川港 湯湾港 <u>大</u> 和港 竜郷港 赤木名港 湾港 加計呂麻港 与路港 請島港 亀徳港 平土野港 伊延港 和泊港 住吉港 与論港			瀬戸港 浦底港 桑之浦港 男港 大里港 大里港 大田港 伊関港 田本 上 中 上 市 市 本 上 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市
沖縄県	金武湾港 中城湾港 那覇港 本部港 運天港 平良港 石垣港	前泊港(伊平屋) 野甫港 内 花港 仲田港 伊江港 水納港 (本部) 粟国港 兼城港 座 間味港 渡嘉敷港 徳仁港 北 大東港 南大東港 長山港 多 良間港 船浦港 仲間港 白浜 港 祖納港(与那国) 小浜港 竹富東港 黒島港 上地港 鳩間港 船浮港	沖縄県	金武湾港 中城湾港 那覇港 本部港 運天港 平良港 石垣港	渡久地港 前泊港(伊平屋) 仲田港 伊江港 古宇利港 加納港(本部) 栗国港 兼城港 座間味港 渡嘉敷港 徳仁港 北大東港 南大東港 長山港 普天間港 船浦港 仲間港 白浜港 祖納港(与那国) 加 浜港 竹富東港 黒島港
合 計	160港	5 5 7 港	合 計	172港	6 4 2 港

## ○ 港湾調査要綱(案)

 昭和26年1月17日承
 認

 平成
 年月
 日最終変更

 平成
 年月
 日施

- 1 調査の名称 港湾調査
- 2 調査の目的

この調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
- (1)地域的範囲

国土交通大臣が指定した、別表に掲げる都道府県

(2) 属性的範囲 国土交通大臣が指定した、別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

- 4 報告を求める者
- (1)数

甲種港湾160港、乙種港湾557港

- (2)選定の方法(■全数 □無作為抽出 □有意抽出)
- (3)報告義務者
  - ア 本調査における報告義務者は、港湾の管理者又はその港湾にお いて次の業務を営む者とする。
    - (ア)「入港船舶」は、船舶運航事業を営む者(現地の出先又は代理機関の長を含む。)又は水産業協同組合の長
    - (イ) 「船舶乗降人員」は、船舶運航事業を営む者(現地の出先又は代理機関の長を含む。)
    - (ウ)「海上出入貨物」は、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者(いずれも現地の出先又は代理機関の長を含む。)又は水産業協同組合の長
    - (エ)「本船荷役」は、港湾運送業を営む者
    - (オ)「泊地及び係船岸」は、その管理者
  - イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の 当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告 をさせることができる。
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1)報告を求める事項
  - ア この調査は、甲種港湾に関しては次に掲げる事項について、乙 種港湾に関しては(ア)から(ウ)までに掲げる事項について行う。

- (ア)入港船舶
- (イ) 船舶乗降人員
- (ウ) 海上出入貨物
- (工) 本船荷役
- (オ) 泊地及び係船岸
- イ 調査票の様式は、国土交通大臣の定める別記第1号様式及び第 2号様式のとおりとする。
- (2) 基準となる期日又は期間

甲種港湾においては毎月末日、乙種港湾においては毎年12月末 日

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査組織

国土交通省一都道府県一調查員一報告義務者

- (2)調査方法(■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他( ))
  - ア 調査に関する事務に従事させるため、統計法(平成19年法律 第53号。以下「法」という。)第14条の規定により、統計調 査員を置く。
  - イ 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布 及び取集その他調査に関する事務に従事する。
- 7 報告を求める期間
- (1)調査の周期

甲種港湾においては毎月末日に月間調査を行い、乙種港湾においては毎年12月末日に年間調査を行う。

- (2)調査の実施期間又は調査票の提出期限
  - ア 都道府県知事は、報告義務者に対して、当該調査期日までに、 調査票を配布しなければならない。
  - イ 報告義務者は、配布された調査票に所定の事項を記入し、甲種 港湾については調査月の翌月10日までに、乙種港湾については 調査年の翌年1月末日までに都道府県知事に報告しなければなら ない。
  - ウ 都道府県知事は、報告義務者が電子情報処理組織による輸出入 等関連業務の処理等に関する法律(昭和52年法律第54号)第 3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条 第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部(報告を 求める事項のうち(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)。以下「当 該事項」という。)を調査に使用することに同意したときには、 報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への 記入を要しないものとすることができる。
  - エ 報告義務者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報

告をすることができる。

### 8 集計事項

(1)集計事項

報告を求める事項について、次のものにつき集計する(別紙結果表一覧参照)。

ア 入港船舶

船舶種類別、トン数階級別入港船舶隻数及び総トン数

イ 船舶乗降人員

外国航路客、内国航路客

ウ 海上出入貨物

港別、品目別、貨物形態別の出入貨物トン数、車種別の航送台数及びコンテナ貨物の取扱個数及びシャーシ貨物の台数

エ 泊地係船岸及び本船荷役

係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数

(2)集計・提出方法

前記集計事項は、次の方法により集計・提出する。

なお、提出は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)第3条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに集計表が国土交通大臣に提出されたものとみなす。

#### ア 甲種港湾の場合

- (ア)都道府県知事は、管下すべての甲種港湾の調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、調査期日の翌日から1か月以内に集計事項のうちア及びウに掲げる月次集計分を、又調査年の翌年3月末日までに集計事項のアからエまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。
- (イ)国土交通大臣は、これを審査整理して月次別、年次別に全国 集計をする。
- イ 乙種港湾の場合
  - (ア)都道府県知事は、調査期日の翌日から3か月以内に、管下すべての乙種港湾の調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、 集計事項のうちアからウまでに掲げる年次集計分を国土交通大 臣へ提出する。
  - (イ)国土交通大臣は、これを審査整理して年次別に全国集計をする。
- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1)公表の方法

国土交通大臣は、集計の結果を「港湾統計」として編さんし、甲種港湾については月報及び年報として、乙種港湾については年報と

して、インターネット等で公表する。

(2)公表の期日

月 報 調査期日の翌日から2か月以内 年 報 調査の年から1年以内

10 使用する統計基準

この調査の結果は、港湾の実態を明らかにするため調査対象港湾ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。

- 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者
  - (1)調査票及びその他集計書類又は電磁的記録は都道府県知事が2 年間保存する。
  - (2)集計用電磁的記録は、国土交通大臣が永年保存する。
- 12 立入検査等の対象とすることができる事項 法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることが できる事項は、5の(1)アに掲げる報告を求める事項とする。

## 別表

都道府県	甲種港湾	乙種港湾
北海道	稚内港 紋別港 紋別根 港港 港港 港港 港港 下港 下港 下港 下港 下港 下港 军 市港 平海 市港 平海 市港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 白老港 森港 椴法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増毛港 羽幌港 天塩港 香深港 鴛泊港 沓形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 尻屋岬 港 むつ小川原 港 八戸港	深浦港 七里長浜港 野辺地港 大 湊港 川内港 大間港 子ノロ港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜石港 大船 渡港	八木港 小本港
宮城県	石巻港 仙台塩 釜港	雄勝港 気仙沼港 女川港 荻浜港 松島港 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港

İ	1	1
山形県	酒田港	加茂港 鼠ケ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港 翁島 港 湖南港
茨城県	茨城港 鹿島港	川尻港 河原子港 土浦港
千葉県	館山港 木更津港 千葉港	名洗港 興津港 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島港 新島港 式根島港 神津島港 三池 港 御蔵島港 神湊港 八重根港 青ケ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴港
新潟県	新潟港 柏崎港 直江津港 姫 川港 両津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港和田港
静岡県	沼津港 田子の 浦港 清水港 大井川港 御前 崎港	熱海港 伊東港 下田港 手石港 松崎港 宇久須港 土肥港 相良港 浜名港
愛知県	三河港 衣浦港 名古屋港	伊良湖港 福江港 泉港 倉舞港 東幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 冨具崎港 常滑港
三重県		千代崎港 白子港 宇治山田港 鳥羽港 的矢港 賢島港 浜島港 吉

		津港 長島港 引本港 三木里港 賀田港 二木島港 木本港 鵜殿港
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港
大阪府	泉州港 阪南港 堺泉北港 大阪港	深日港 尾崎港 泉佐野港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神戸港 明石 港 東播磨港 姫路港 赤穂港	津居山港 竹野港 柴山港 江井ケ島港 相生港 坂越港 古池港 岩屋港 淡路交流の翼港 浦港 津名港 洲本港 古茂江港 由良港 阿万港 福良港 湊港 都志港 江井港 郡家港 室津港 家島港
和歌山県	新宮港 日高港 和歌山下津港	字久井港 勝浦港 浦神港 古座港 袋港 日置港 文里港 由良港 湯浅広港 加太港 大島港
鳥取県	鳥取港	田後港 赤碕港 米子港
鳥取県・ 島根県	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西郷港	安来港 松江港 軽尾港 法田港 七類港 笹子港 菅浦港 秋鹿北港 河下港 田儀港 久手港 毛野栖 温泉津港 江津港 益田港 重別 港 宇賀港 倉の谷港 国賀港 間別 府港 波止港 美田港 国賀港 間 時港 保々見港 国之津港 海士港 堤港 須賀港 日之津港 海士港 堤港 来居港 竹名港 木佐根 港 姫の浦港 江島港 波入港
岡山県	東備港 岡山港 宇野港 水島港	布浜港 玉津港 牛窓港 山田港 児島港 笠岡港 鴻島港 黄島港 犬島港 石島港 豊浦港 北木島港 大浦港 大飛島港 小飛島港 前 浦港

広島県	福山港 尾道糸 崎港 竹原港 広島港 太的港 鹿川港	千年港 須波港 忠海港 安芸津港 川尻港 吉悪港 福田港 横戸田港 土生港 佐木港 瀬戸田西港 生口港 鮴崎港 木江港 内港 港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 大追港 釣士田港 大海港 袋の内港 大追港 釣士田島) 大柿港 袋の内港 大道港 島港 下海港 鷲部矢の浦港 厳島港
山口県	下関港 小野田港 宇部港 三田尻港 徳山下松港 平生港柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 青江港 室 津港 由宇港 角島港 柱島港 久 賀港 白木港 伊保田港 安下庄港 小松港
徳島県	徳島小松島港 富岡港 橘港	折野港 撫養港 粟津港 今切港 中島港 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港
香川県	詫間港 多度津 港 丸亀港 出港 高松港 風戸港	豊浜港 福音寺港 石尾港 箱 福 場 名 本 海 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港 港
愛媛県	字和島港 長浜港 松山港 今 治港 東予港 新居浜港 三島 川之江港	御荘港 岩松港 吉田港 玉津港 三瓶港 八幡浜港 川之石港 伊方港 松前港 三帆港 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

		下港 岡村港 中島港 西中港
高知県	高知港 須崎港 宿毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈半利港 手結港 久礼港 上ノ加江港 佐賀港 上川口港 下田港 下ノ加 江港 以布利港 清水港 あしずり港 三崎港 下川口港
福岡県		芦屋港 宇島港 大牟田港 若津港 大島港
佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀港 仮屋港 呼子港
長崎県	島原港 長崎港 長崎港 後 後 後 様 様 様 様 様 様 様	小長井港 多米 港港 港港 港港 海川山 を 港港 港 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海 海
熊本県	水俣港 八代港 三角港 熊本 港	佐敷港 田浦港 鏡港 百貫港 河 内港 長洲港 鬼池港 本渡港 大 門港 牛深港 高浜港 富岡港 大 浦港 合津港 姫戸港 天草港 上 天草港
大分県	中津港 別府港 大分港 佐賀 関港 津久見港 佐伯港	高田港 臼野港 国東港 守江港 日出港 臼杵港 浦代港 丸市尾港 姫島港
宮崎県	細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 延岡新港 美々津港 内海港 外浦港 福

		島港 大島港
鹿児島県	志港	鹿屋港 垂水港 桜島港 浮津港 福山港 隼人港 指宿港 串木野 新港 黒之浜港 獅子島港 片側港
沖縄県	湾港 那覇港	前泊港(伊平屋) 野甫港 内花港 仲田港 伊江港 水納港 (本部) 栗国港 兼城港 座間味港 渡嘉 敷港 徳仁港 北大東港 南大東港 長山港 多良間港 船浦港 仲間港 白浜港 祖納港(与那国) 小浜港 竹富東港 黒島港 上地港鳩間港 船浮港
合 計	160港	5 5 7 港

#### 港湾調查結果表一覧

### 1. 年報

#### 「総括表〕

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
  - (1) トン数総数表
  - (2) 品種別都道府県別表(輸移出入)
  - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
  - (1) コンテナ個数表
  - (2) シャーシ台数表

## 「甲種港湾〕

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
  - (1) トン数総数表
  - (2) 品種別都道府県別表(輸移出入)
  - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
  - (4) 輸出貨物品種別仕向国別表
  - (5) 輸入貨物品種別什出国別表
  - (6) 移出貨物品種別仕向港別表
  - (7) 移入貨物品種別仕出港別表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
  - (1) 輸出コンテナ仕向国別表
  - (2) 輸入コンテナ仕出国別表
  - (3) 移出コンテナ仕向港別表
  - (4) 移入コンテナ仕出港別表
  - (5) 輸出シャーシ仕向国別表
  - (6) 輸入シャーシ仕出国別表
  - (7) 移出シャーシ仕向港別表
  - (8) 移入シャーシ仕出港別表

## [乙種港湾]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
  - (1) トン数総数表
  - (2) 品種別都道府県別表(輸移出入)
  - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表

## [年報 (別冊)]

泊地係船岸及び本船荷役表

## 2. 月報

- 第1表 総括表
- 第2表 入港船舶表
- 第3表 海上出入貨物表
- 第4表 車種別自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数表

# 港 湾 調 査 (甲種港湾 船舶・旅客・貨物調査票)

基幹統計調査



国土交通省

#### 調査期日 毎月末

この調査は、基幹統計として、統計法(平成19年法律第53号)及び港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号)に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び 管理の上できわめて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、事実ありのままを期日までに報告して下さい。

		報事業者名		
[	提出期日 毎月分を翌月10日まで。		*	
2 0 年 月分 調査港湾 港		告 <u>所 在 地</u>	<u> </u>	
	※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。		查 ※	
<u> </u>		者 <u>氏 名</u>	員 <u>氏 名</u>	

					入	港	船	舶		船舶				海	上	出 入 貨	物				備考
									係留状況	乗降人員			貨物の日	内容			コ	ンテナ	てはシャー	シ	佣与
入港日	上		船名総沙数	航路名	玉	籍	用途	場所	時 間 上段:着岸時刻 中段:離岸時刻 下段:係留時間	上段 : 乘込人員 下段 : 上陸人員	区 輸售 2 3 4 8 A	又は 仕出港	又は 最初船積港	1 = 3	形態 ノテーシ の他	(トン又 は台)		種 別 1 ドライ 2 リーファー 3 その他	類 (ンテナ 長さ 1 8ft 5 24ft 2 10ft 6 35ft 3 12ft 7 40ft 4 20ft 8 45ft	個 数 又は 台 数	
				*	*		*	*	月     日     時     分       月     日     時     分		*		*	-	*						
				*	*		*	*	月 日 時 分 月 日 時 分 日 申 分		*		*		*						
				*	*		*	*	月 日 時 分 月 日 時 分		*		*		*						
		: : : :		*	*		*:	*	月 日 時 分 月 日 時 分 日 <sup></sup> <sup></sup> <sup> </sup>		*		*		*						
		! ! ! !		*	*		*	*	月 日 時 分 月 日 時 分 日 時 分		*		*		*						
		     		*	*		* !	*	月 日 時 分 月 日 時 分 日 <sup>時</sup> 分		*		*		*						
		· · ·		*	*		* ! !	*	月 日 時 分 月 日 時 分 日 時 分		*		*		*						

- 注1 「区分」、「貨物形態」及び「種類」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合に限り、「貨物形態」の欄は記入しないで下さい。
  - 2 「数量」及び「個数又は台数」の欄は、その下段にトランシップ分の数を記入して下さい。
  - 3 「貨物の内容」の欄は、自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

# 港湾調査(乙種港湾調査票)

#### 基幹統計調査



国土交通省

#### 調査期日毎年末

この調査は、基幹統計として、統計法(平成19年法律第53号)及び港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号)に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上で きわめて重要な資料となるものであります。

この調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全<mark>を期</mark>していますの<mark>で、</mark>報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さ V)

I	*	提出期日 毎年分を翌年1月31日まで。	報 <u>尹未日名</u>	*
20 年分	調査港湾港		告 所 在 地	調所属
	* ! ! ! !	※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。	者氏名	査 ※ 員 氏 名

#### 1. 入港船舶

		隻	数	総	トン数
外航商船	500総トン以上				
(フェリーは除く)	5総トン以上500総トン未満				
内航商船	500総トン以上				
(フェリーは除く)	5総トン以上500総トン未満				
自動車航送船 (フェリー)					
漁	船				
避難	船				
その	他				

#### 2. 船舶乗降人員

	航	路	人	員(人)
外国航路		乗 込		
		上 陸		
内国航路		乗 込		
		上 陸	•	

# 3. 海上出入貨物 (1) 貨物の内容

(1) 員物の内谷							
品名又は車種	貨物形態	輸出	移出	品名又は車種	貨物形態	輸入	移入
		(トン又は台)	(トン又は台)			(トン又は台)	(トン又は台)
	2. シャーシ				2. シャーシ		
	3. その他				3. その他		
				-			
				-			

- 注1 「貨物形態」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合は記入しないで下さい。
  - 2 自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

#### (2) コンテナ又はシャーシ

	輸	出	移	出	輸	入	移	入	
40ftコンテナ(個)									4 Oft: 40ft以上
20ftコンテナ(個)									2 Oft: 20ft以上40ft未満
その他コンテナ (個)									その他:20ft未満
シャーシ (台)									